

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2016年3月3日

当社は、原子炉等規制法※1に基づき、2015年12月25日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)※2の変更認可申請について、2016年3月2日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な内容

2016年4月1日の本店組織および浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴い、保安規定の関連条文を変更しました。なお、本内容は2016年4月1日の組織の一部改定に合わせて施行します。

1 本店組織の一部改定に伴う変更

原子力本部管下に設置する「原子力土建部」に、発電本部管下の「土木建築部」の所掌業務のうち原子力関係業務を移管します。

2 浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴う変更

浜岡原子力発電所管下に設置する「土木建築部」に、浜岡原子力発電所管下の「保修部」の所掌業務のうち土木建築関係業務を移管します。

また、その他記載の適正化をおこないました。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2015年12月25日](#)お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以 上